

大麟『真宗安心正偽編』成立の一考察

北 岑 大 至

一 はじめに

近世に起こった浄土真宗最大の諍論として伝えられる三業惑乱の近因は、宝曆十四（一七六四）年に刊行された本願寺第六代能化功存の著わした『願生帰命弁』（以下『帰命弁』）であった。その『帰命弁』を支柱としていた当時の西本願寺教団教学に対して末流からでた最初の批判書は、天明四（一七八四）年、興正寺第二十四世法高の内意を受けて書かれたといわれる、当時興正寺学頭であった泉州船尾元立寺（願立寺）大麟（実相庵）^①の『真宗安心正偽編』（以下『正偽編』）である。

この『正偽編』に関するこれまでの主な評価は、大原性実氏が、『帰命弁』に対して第一矢を放ったのは僧樸の門人、泉州の大麟であって、『真宗正偽編』がその駁論の書である。次で第二矢を送ったのが讃岐の大谷派宝蔵である。『興復記』即ちこれである。而して最後に精緻なる論理を以て論鋒堂々完膚なきまでに別抉して遂に起つ能はざらしめたのが大瀛の『横超直道金

剛鏢』である^②。

とし、また木村武夫・木村寿両氏が、このような功存の主張に対して、在野の学匠達の中から批判するものが現れてくるのである。その端緒を開いたのは、天明四（一七八四）年『真宗正偽編』を著わした泉州大麟である。彼は興正寺の末徒であり、興正寺法高の命を受け、功存の書を反駁するために書いたのである。こうして寛政元（一七八九）年興正寺法高は大麟の働きを得て、三業帰命説を斥け、正偽安心を門末に論示した^③。

と述べられ、さらに可西大秀氏が、遂に興正寺法高僧正は泉州の大麟（僧樸の門下）に依囑して『真宗安心正偽篇』を著し、功存の『帰命弁』を弁駁せしめた。それは天明四年即ち功存就職の明和六年を後れること約十五年、『帰命弁』公刊後二十年であって、本願寺派に於ける弁難書の最初のものであった^④。

と述べておられる。これらのことから鑑みると、大麟の『正偽編』

は、本願寺派内から出た『帰命弁』に対する弁難の第一矢であり、

三業惑乱の端緒であったと評価され、門末に対して正偽安心を論示した書物であったとされている。そして、木村武夫・木村寿両氏が、

近世における教義解釈の差異と本末争論との関係を述べる中で、

こうした教義解釈の差異と本末争論の関係を整理すれば、一応

本願寺を学林派と見なし新義派とすれば、興正寺II古義派、光

行寺II新義派、照満寺II古義派となり、本末関係を争っている

下寺はすべて上寺と異なる教義解釈をしていることになる。^⑤

と分類されることから推測すれば、興正寺門主法高の内意を受けて著わされたとされる『正偽編』もまた、古義派に位置づけられる書物としておおよそ評価されてきたと理解することができよう。

確かに『正偽編』は、「邪源を摧く」の一章を設け、全体の三分

の一に及んで『帰命弁』に破斥の弁を述べているのであるから、三

業惑乱という教学論争史の枠組みの中から窺えば、駁書の第一として取扱われ研究がなされてきたことは当然の理であり、非西本願寺

学林教学という側面からすれば、少なからず古義派（正義派）に位

置づけることは可能であろう。

しかしながら、いま見てきたように、『正偽編』が三業惑乱史と

いう枠組みの中に限定されて取扱われ、かつ主に大瀛・道隠等を代表せしめ古義派（正義派）と呼称させてきたであろう教学体系のう

ちに、非学林派という理由のみで同列に位置づけられようとするこ

れまでの研究態度は、『正偽編』に対して正当な評価が十分になき

れてきたとは言い難いのではないか。

それは、『正偽編』冒頭に、

是歳甲辰ノ夏、タマタマ興正法主侍講ノ命ヲ蒙リ、不肖其任ニ

堪サルヲ固辞ストイヘトモ、法主ノ息重ク、令敵ニシテ、敢テ

辞スルコトヲエス、乃チ小無量寿経ノ大帰ヲ述テ、一会ノ講ニ

充ツ、而シテ後竟ノ日、法主人ヲシテ謂シム、南ノ方讚列ノ門

徒等、コノ頃不正ノ法ヲ談シ、ヤヤ宗乗ノ安心ヲ乱スアリト粗

以聞スルトコロナリ、所謂紫ノ朱奪フカ如キカ、コノ偽ヲ正サ

スレハ、上ミ仏祖ノ冥慮ニ背キ、下モ将来ノ門徒ヲシテ、報土

得生ノ益ヲ失セシメン

とあり、本来この書が、当時興正寺の中心地盤であった讃岐の地で

起つた不正の法を正す為に著されたものであり、『帰命弁』もこの

不正の法の邪源として破斥されていることをまず押さえなければな

らない。また、「是歳甲辰ノ夏」とある前々年の天明二（一七八二）

年には、兼帯所であった天満御坊に「本山」の表札を掲げ、さらに

前年の天明三（一七八三）年には、同じく兼帯所であった富田林御

坊に「本山」の高札を立てるといふように、近世初期より再三別派

独立しようとする企図してきた思念が、ここ三業惑乱前夜期にきて最大

限盛り上がりを見せていることや、「法主人ヲシテ謂シム」とある

その「人」が、本願寺に対して批判的態度を取り続けていた執政宅

間内記であったことなどを同時に考え合わせるとき、かかる『正偽

編』は一方別派独立計画の一端を担う書物としてあつたとも考えら

れるのではないであろうか。

すなわち、『正偽編』という書物を取扱う場合、これまでのように三業惑乱史という枠組みと同時に、興正寺の中心的地盤であった讃岐の法難、さらには、興正寺別派独立運動史という枠組みからの考察が必要不可欠であると考えられる。そして、その教学についても、単に非学林⇨古義派という位置づけが与えられるのではなく、讃岐で起こった不正義の邪源として『帰命弁』が位置づけられ、破斥されていることに着目し、そのことが、後の大瀛・道隠等に代表

される正しく非学林⇨古義派の教学と如何に相違し、共通しているのかが問われることよって初めて明らかになるものといえよう。さて、以上のようなことを視野に入れつつ、当論文では、大麟の『正偽編』を、主に、興正寺別派独立運動史という枠組の中において取り上げてみたい。そこでまず近世初期、興正寺がどのように別派独立を実現しようとしてきたのかを概観しながら、その歴史の中で『正偽編』が如何に成立し、どのような役割を担い得たのかを探っていくこととする。

年号	西暦	主要事項
永禄 一〇	一五六七	顕尊、興正寺に入寺する
天正 一九	一五九一	顕尊、脇門跡となる
慶長 四	一五九九	第十七世・顕尊、没(三十六歳)
元和 八	一六〇七	准尊、東本願寺への転派を企て紛争、准如に誓紙を出す
寛永 八	一六三二	第十八世・准尊、没(三十八歳)
承応 二	一六五三	幕府、諸本山に末寺帳の提出を命じる
三	一六五四	熊本延寿寺月感、能化西吟を批判、西吟これに反論する(承応の鬨)
明暦 元	一六五五	准秀・良尊、月感に与して、撰津天満御坊に移る
万治 元	一六五八	准秀、讃岐に赴き、高松藩主松平頼重と会談する
		准秀、上洛し、『安心相違之覚書』を著す
		良如、『破安心相違覚書』を著し、准秀に反論する
		幕府、一件について裁断を下す
		准秀、越後高田今町に、良尊、天満御坊に逼塞する
		准秀・良尊、逼塞を解かれ帰寺する

延宝	三	一六六〇
延宝	二	一六七四
元禄	八	一六八〇
元禄	二	一六八九
享保	五	一六九二
享保	八	一七二三
寛保	元	一七四一
延享	三	一七四六
宝歴	四	一七五四
明和	元	一七六一
明和	一	一七六一
明和	一	一七六一
明和	二	一七六二
明和	一	一七六四
明和	四	一七六四
明和	三	一七六六
明和	元	一七六六
明和	六	一七六九

第十九世・准秀、没（五十四歳）

超秀（良尊息男、堯庸、仏光寺随如）、高松藩主松平頼重養子となり、仏光寺に入る

第二十世・良尊、没（五十歳）

第二十一世・寂岷、没（十八歳）

幕府、諸本山に末寺帳の提出を命じる

堯超（寂永息男・瀧丸・仏光寺寛如）、二条綱平の養子となり、仏光寺に入る

寂聴、諸国門末に本堂再興の消息を下す

興正寺末寺、約二千ヶ寺となる

寂永、大僧正を願い出る

法如、本寺を超えた異例の昇進願いの為、寂永の大僧正昇進を拒否する

寂永、内密に朝廷に申請し、大僧正となる。

寂永、大僧正の件、西本願寺に前例としない旨の詫状を差し出す

第二十二世・寂永、没（八十四歳）

讃岐東光寺了空、『玄義分野匠紀（四卷）』を著す

越前平乗寺功存、越前乘願寺龍養の異義（無帰命安心）を糾す

越前平乗寺功存、『願生帰命弁』を刊行する

播磨真浄寺智暹、『浄土真宗本尊義』を著わし、第四代能化法霖の本尊論を批判する（明和の法論）

讃岐東光寺了空、讃州栗熊村専立寺にて「改悔文」を讃題に法座を開講する

京都光隆寺教乗、讃州栗熊村福成寺にて『選択集』を開演する

京都光隆寺教乗、了空法座に対する批判書『似是決』を著す

讃岐東光寺了空、『真宗択善録』を著して、教乗『似是決』に反駁する

讃岐東光寺了空、西本願寺に赴き教乗と対論を迫ったが、本尊義論争の為に帰寺する

京都光隆寺教乗、『斥異弁』を著して、了空『択善録』を再破する

讃岐東光寺了空、『錯枉編』を著す

讃岐東光寺了空、『鴨嶋問答』を著す

功存、第六代能化となる

讃岐東光寺了空、『復批弁（二卷）』を著す

七	一七七〇
九	一七七二
《明和年中》	
安永 元	一七七二
三	一七七四
四	一七七五
六	一七七七
天明 元	一七八一
二	一七八二
三	一七八三
四	一七八四
六	一七八六
七	一七八七

讃岐東光寺了空、『入出一門偈頌參考(二卷)』を著す
阿波東光寺、興正寺に「御本山」の幟を寄進する
西本願寺、所司代に訴えて「御本山」の幟を撤去させる
塩屋別院輪番諦正寺義天、讃岐にて三業帰命説を説く
諦正寺義天、了空徒との軋轢により、藩命による処罰を受け免職させられる
桃園天后恭礼門院、桃園天皇の十三回忌において、興正寺に梵鐘を寄進する
西本願寺、興正寺の新梵鐘を特別に許可する
本堂礎石を築くにあたり、恭礼門院から「本山」の幟が寄進される噂がのぼる
江戸城本丸女中寄花園からの寄進状に「本山興正寺」と記載される
法高、撰関近衛内前より十ヶ条の論告を受ける
興正寺堂僧三光寺、宝物披露のため讃岐へ下り、同時に教乗徒の三業帰命を毀斥する
天満御坊に「本山」の表札を掲げる
讃岐の教乗徒(十二名)、藩命により刑罰を受ける
富田林御坊前に「本山」の高札を掲げる
天満御坊の「本山」表札の撤去を幕府から命じられる
法高、諸国門末に本堂(御堂)造営の消息を下す
報恩講を西本願寺と同時に執行する
功存、報恩講翌日、文如新門主の前で法談を行い、欲生帰命を主張する
泉州元立寺大麟、『阿弥陀経』を開講する
泉州元立寺大麟、『真宗安心正偽編』を著わし、功存の『願生帰命弁』を批判する
一つ御堂の上棟が行われる
豊前教覚寺崇廓、『傍観正偽篇』を著わして、大麟を批判する
玄仗、『彈妄篇』を著わして、大麟を批判する
泉州元立寺大麟、『真宗安心正偽後編』著し、崇廓『傍観正偽篇』を批判する
三河善永(宝嚴)、『興復記』を刊行して、功存の『願生帰命弁』を批判する。
学林大衆、大麟『真宗安心正偽編』を糾明するよう本山に訴願するが、願下げとなる。
寂聴、西本願寺との約束を破り大僧正となる

寛政	八元	一七八八 一七八九	泉州元立寺大麟、『讚州法義邪正実録』を著して、讚岐了空徒の異義を批判する 越前浄土寺龍溪、『帰命問答』を著し、功存の『願生帰命弁』を批判する 泉州元立寺大麟、『高僧和讃』を開講する
	二	一七九〇	法高、『真宗安心決正消息』を著し、三業帰命を批判する 泉州元立寺大麟、法高の命を受けて讚岐高松御坊にて、十日十夜の講義を行う 泉州元立寺大麟、『真宗金剛杵』を著す
	六	一七九四	法高、『顕真実要義集』を著す
	七	一七九五	第二十四世法高、没(五十九歳)
	八	一七九六	第六代能化功存、没(七十七歳)
	九	一七九七	智洞、第七代能化に就任する
	一〇	一七九八	真恕、興正寺家督を相続する
享和	元	一八〇一	芸州勝田寺大瀛、『横超直道金剛鉢』刊行する
文化	元	一八〇四	真恕、本願寺で得度の例を破り、妙法院で得度する
	三	一八〇五	幕府、三業惑乱を裁決する 寺社奉行脇坂安薫、本願寺との一件につき、真恕に法眼差し止めならびに、逼塞を達する 真恕、諸国門末に消息を達する

二 別派独立するための課題

先に掲載した年表からも分かるように、近世における興正寺の歴史は、事あるごとに西本願寺に反発し、如何に本寺から離脱して一派本山となるかを模索し続けてきた別派独立運動の歴史であったといっても過言ではない。その理由は、千葉乗隆氏が、

興正寺をしてこのようにしつように別派独立運動を行わせたのは、鏡如の東本願寺別立の事実を刺戟され、その前身であるか

つての仏光寺の昔にたちかえり一派本山になろうとの志念をいだいたためであろう。そして、こうした志念をいだかした直接の原因は本末制度の成立にあったと考えられる。本末制度の確立によって本願寺門主を頂点とする階層的支配機構が形成され、教団の機構は制度化された。こうした上下階級の差別のものにあつて、下位のものには上位へのほろりとするのが常である^⑦と指摘されているところに集約されるといえる^⑧。

しかしながら、千葉氏がいわれるように、本末制度が下寺興正寺

をして別派独立の思念を抱かしたただけではないのではないか。本末制度は、いまいわれるように、本寺西本願寺と末寺興正寺という関係の中で語られるならば、興正寺にとって正しく別派独立の思念を抱かした直接的原因となり得るであろうが、中本寺興正寺と末寺という関係の中で語られるとき、当時、「凡一千九百十余所」の下寺を有していた興正寺にとってもまた、末寺統制を進め、自坊存続に関わる重要な役割を担っていた制度であったといえよう。

このような構造、つまり、上寺に向つては離反の原因となり、下寺に向つては護寺・護教となるような原因、すなわち、上寺に対しては非正統となり、そのことがそのまま下寺に対して正統を顯示するような原因の模索こそ、近世を通して別派独立を思念し続けた興正寺に課せられた課題であつたと考えられる。

さて、そのような課題を模索していた興正寺を支え、常に一派本山たり得るといふ自負を懐かしていたのは、他の西本願寺末寺とは一線を画していた興正寺のもつ独自性である。かかる独自性に関して、これまでの諸先輩方の研究成果を踏まえてまとめらるれば以下のようなことになるであろう。^⑩

- ① 第十四世蓮秀が一家衆に列せられ、また第十七世顯尊が脇門跡となり、西本願寺教団内において特異な地位をしめていた。
- ② 中世末期頃から、西本願寺とは別に興正寺末端坊などによる仏光寺系の流れをもつた、「光明本尊」、「名号」、「蓮宗主勸章」等の販売を兼ねた独自の布教活動を行っていた。

③ 当時の西本願寺末寺の四分の一に相当する約二千ヶ寺前後の下寺を有していた。

④ 長州藩毛利氏や高松藩松平氏などの、地方有力者などと親戚関係を築き、公的権力を得ていた。

そして、このような興正寺の有する独自性の中でも、特にい間題として独立運動を後押しし、直接的助力となり得ていたのは、④地方有力者との密接な関係であろう。当時、圧倒的多数の民衆を信仰面から把握していた真宗寺院との軋轢を回避したいという地方領主の思惑と、公的権力を後盾とした宗教的權威（教権）による末寺統制を行おうとする興正寺との思惑が一致していったところに結ばれていったと考えられる親戚関係は、興正寺をして一派本山を実現するための強力な後盾となっていたことは間違いない。

三 近世における地方有力者と興正寺

まず最初に、近世における興正寺の親戚関係図を图示しておきたい。

近世初期、興正寺と地方有力者との親戚関係は、慶長七（一六〇二）年に長州藩毛利輝元の養女（元小早川秀秋の妻、実父は毛利氏重臣宍戸元秀）が第十八世准尊に嫁いだことに始まる。その後、准尊の四男准円が右田毛利二代天野元俱の三女を妻にし、九男円乘（良重）が元俱の弟阿曾沼元理の二女を妻にして、三女が毛利家臣宍戸就尚へと嫁いでいる。また、親戚関係以外にも、興正寺第十九世准

秀の時代になると、輝元の妻清光院が創建した萩清光寺（兼帯所）の初代住持に准円が、二代目住持に良重が就任している。このことは、当時の長州藩内全真宗寺院が、公的權威を有した興正寺と、その兼帯所である清光寺統治下におかれたことを知るのであり、事実、毛利輝元と准尊との間で長州藩内真宗寺院はすべて興正寺与力寺院とする旨の「奉書」が存在していたとされている。しかしながら、時代が下るにしたがって「奉書」の効力は薄れ、西本願寺の進める中央集権化の動きと、興正寺・清光寺の束縛から脱して本山直末を望む一般寺院の増加にともない、三業惑乱期に至っては、藩内における興正寺の権限が衰退し、一般寺院と興正寺の力関係が逆転していくのである^⑫。そして、このような長州藩下の状況にありながら、興正寺は、近世中期へと進むにつれて、讃岐高松藩との関係を築き上げていくのである。

近世讃岐における真宗寺院数は、二四一ヶ寺とされ、そのうち一〇三ヶ寺が興正寺寺院であり、全体の半分近くを占めており、やはりここも興正寺においては中心的地盤であったといえる^⑬。

高松藩との関係は、その遠因が、准尊の長女弥々が水戸藩初代徳川頼房の側室に入ったことにあり、その長男であった高松藩初代藩主松平頼重の娘万姫が、第二十一世寂岷に嫁いでいる。そしてさらに注目すべきことは、第十九世准秀の六男超秀が、頼重と養子関係をつなぐ後、すぐさま仏光寺第二十世に擁立され、次いで仏光寺第二十一世にも興正寺第二十一世寂永の三男堯超が擁立されているの

である。このことは、高松藩と興正寺と興正寺の古巣であった仏光寺の三者関係が結ばれたことを意味し、ある意味元来仏光寺系の流れを汲んでいた興正寺の原点回帰が実現したとも受け取れるものであろう。

さて、このように近世初期から中期にかけて興正寺が築き上げてきた地方有力者との密接な関係が、いざ西本願寺との論争、さらに独立運動の中で問題とされてくるのは、謂ゆる三大法難の最初である承応の閼牆である。次に、その承応の閼牆を、興正寺の独立運動という視点から窺ってみたい。

四 独立運動からみた承応の閼牆の意義

承応の閼牆は、承応元（一六五二）年から明暦元（一六五五）年に起った、西本願寺初代能化西吟と肥後延寿寺月感との教学論争であるが、

後になると両学匠の論争は傍事となり、寧ろ本願寺対興正寺の抗争がその主流となつて、宗の内外に甚しき震動を与えた^⑭。

といわれるように、本来西吟対月感の教学論争であったものが、本寺西本願寺と末寺興正寺との本末論争へと発展していった騒乱でもあった。

教学論争が、西本願寺と興正寺との抗争へと発展していったきっかけは、当時の興正寺門主准秀と嗣法良尊が、承応二（一六五三）年に西本願寺第十三世良如が月感に出した裁決書を不服として、親

戚關係(准秀四男円尊は月感の養子)であった月感に与し、密かに壇を天満御坊へと遷したことにある。そして、准秀は翌月高松藩主松平頼重のもとへと赴き事を謀り、

興正寺准秀、一門引連撰津天満へ下向、本山下知ヲ背、翌年四月中旬ヨリ一本寺ノ企有^レ之^⑮

とあるように、別派独立の企てを起こして、良如が月感に下した裁決書を批判した『安心相違之覚書』を著すことになるのである。

承応二(一六五三)年十二月二十一日 准秀・良尊、密かに壇を天満御坊へ遷す

承応三(一六五四)年 三月二十五日 准秀、高松藩主松平頼重のもとに赴き事を謀る

四月 十一日 天満御坊へ歸寺する
中旬 一派本山の企てを起こす

六月 十九日 准秀『安心相違之覚書』を著して、月感に下した裁決書

を批判し、安心の相違なることを示し、九条・二条両家、京都所司代板倉周防守重宗等に送る

九月 十六日 良如『破安心相違覚書』を著して准秀に反論する

明暦元(一六五五)年 七月二十一日 准秀・良尊父子、幕府より

逼塞を命じられる

長州藩が門主不在の興正寺に對して経済的支援を行つて
いる

ここで『安心相違之覚書』について詳細に取り上げることはいが、その冒頭に、

對^三延壽寺。西門跡ヨリ書付ニ。然トモ学人ニムカフ時ハ。ソノ聖教ノ理ヲ。アキラカキニノヘサレハ。学問の詮モナク。又其理ヲ心得サレハ。諸人ヲ教化スルコトモナリカタシト云々。又当家ノコ、ロトハ。大キニ相違ナリ。^⑯

と述べて、興正寺の安心の立場が、西本願寺のそれとは真つ向から相違していることを述べ、しかも最後には、月感裁決書所引の聖教句解釈の一々を斥けて、

右引ル、トコロノ文証。宗意未練ノユヘニ。函蓋不相應ナリ。ヨクヨク心ヲシツメテ思案アルヘシ。^⑰

と、良如の聖教理解が「宗意未練」なるところにあると難詰しているのである。そして、このように徹底した本寺西本願寺非難を行つた『安心相違之覚書』は、教宗寺開隆と、二代能化知空によつて起草され、良如の名において提出されたその反論書『破安心相違之覚書』^⑱の終りに、

予サキ二月感ニ對シテ。コノ書ハ宗旨ノ安心ニアラサルヨシ。シメストコロナリ。シカルヲ。コノ書ヲモテ。安心相違ノ簡条

ニイル、コト僻案ナリ。所詮当流ノ安心ヲ。クワシク領解ナキ
ニヨリテ。開山ヲミウシナヒ。本寺ヲナヒカシロニシ。ホシ井
マ、ニ不当ノ証文ヲモテ。予カ書付ヲ難シ。一流ノ法義ヲサマ
タケ。剩ヘ公儀ヲハ、カラス。ワタクシニ一派ヲタテントスル
コト。法ニソムキ。義ニ違スルモノナリ。¹⁹ 「、」筆者

とあることから窺うと、同時に「ワタクシニ一派ヲタテントス
ル」という目的の一端を担う覚書であったということができよう。
すなわち、准秀の『安心相違之覚書』とは、西本願寺が出した月感
裁決書の内容に準拠しつつ非難するという体裁を持ちつつも、その
内容は、興正寺門主の名の下において、西本願寺²⁰非正統、興正
寺²¹正統という構造を打ち出そうと試みられた覚書であったと理解
できるのである。

しかしながら、この機会において、興正寺の一派本山となること
は実現しなかった。それは、『安心相違之覚書』の批判論法が、裁
決書に準拠した形で書かれていたために、西本願寺との安心相違を
明確に打ち出すことが出来なかつたことが指摘できるであろう。そ
してその上、明暦元（一六五五）年に幕府より裁断が下り、准秀以
下逼塞を命じられたことにより、全国末寺並びに門徒に対して、本
山²²日本願寺²³正統安心、末寺²⁴興正寺²⁵非正統安心という構造を鮮
明に植えてしまったことにあるといえる。実際これ以後、中央
集権化を目指していた西本願寺は、全国興正寺末寺引上げ政策を加
速させることに成功している。しかしそのような状況の中にあつて

もなお、門主不在の興正寺を経済面で支えようと画策していたのは、
長州藩毛利氏であつた。²⁶ そのことを考えると、如何に興正寺と地方
有力者との関係が密接であつたかを思い知るのである。

さて、以上のように、興正寺の独立運動という視点から承応の閨
牆を概観してみると、それは、近世初期から中期にかけて興正寺と
密接な関係を築いていた高松藩松平氏、並びに長州藩毛利氏を後ろ
盾としながら、西吟対月感の教学論争に便乗し、門主准秀の名の下
で、本寺西本願寺との安心が相違していることを打ち出そうと試み
ることによつて、一派本山たらんと企図した諍論であつたともい
うことができよう。

これ以後、西本願寺の中央集権化の動きと、並びに末寺離反の増
加に伴い、興正寺の中心地盤が、長州藩下から讃岐高松藩下へと
徐々に移行していったことは、地方有力者と興正寺との関係を述べ
たところで指摘したとおりである。

三業惑乱前夜に至つて、その讃岐の地は、天明七（一七八七）年
に著された大麟の『讃州法義邪正実録』（以下『邪正実録』）の冒頭
に、

以ミルニ夫四国九州ノ間門徒未多シト云トモ、讃州コトニ吾興
正法主有縁ノ地ナリ、彼邪ノ領主モト吾法主ノ戚家タリ、是ヲ
以テ領主コトニ法主ヲ重シ、法主モマタ領主ヲ親昵シ玉フ

と述懐されているように、西日本一体に未だ多くの末寺を有してい
ながらも、興正寺にとつてなお特別な地域であつたという認識がな

されていたといえる。そして、かかる興正寺の拠点ともいふべき「有縁ノ地」である讃岐において、正しく『正偽編』が破斥するところの『帰命弁』を源とした「不正ノ法」が起るのである。

五 讃岐の法難と『正偽編』

三業惑乱前夜に、興正寺の中心的地盤であつた讃岐で起こつた「不正ノ法」とは、『正偽編』に次のように記されている。

其邪専ラ軌則ヲ立テ、行儀ヲ重シテ、聖道家ノ受戒登壇ノ如ク、師資ノ礼ヲ嚴重ニセント欲スルニ似タリ、コレ他ナシ、名ニ耽リ利ニ馳ル者ノ謀計スルトコロナラン、其説ニ云ク、弥陀ヲ頼ムト云フハ三業ニ各帰命アルヘシ、若シ一ツ欠クトモマコトノ帰命ニアラス

さらに、いまいう三業各帰(三業帰命)には、

然ルニコノ三業各帰ノ中、マタ二途アリ、一ハ頼ムトハ口業ニアラハシテ御助ケ候ヘト頼ムコトナリト云フ、コレヲ外ヨリ名ケテ二字頼ミト云フ、又一ハ頼ムトハ南無阿弥陀仏ト頼ムコトナリト云フ、コレ外ヨリ名ケテ六字タノミト云フ

というように、二種類があるといわれ、その中でも讃岐の地で起つた三業各帰とは、

ソノ三業各帰トハ所謂ルイマノ二字者ナリ、即讃列邪義ノ申トナルモノコレナルヘシ

というように、口業に「御助ケ候ヘト頼ム」二字頼みであつたとき

れる。そして、かかる「不正ノ法」は、『邪正実録』に、

明和中讃州丸亀之領塩治邑に宗主の別院アリ、衆人塩治ノ貴坊ト称ス、常ニ宗主宦僧ニ命シカハルカハル交 貴刹ヲ護ラシム、是ノ歳宦僧諦正寺ト云フ者、彼輪番ノ命ヲ承ケテ塩治ニ至ル、為^ナ人俗情ニシテ種族ノ事ヲ以テ演暢院ヲ悪メリ、是ヲ以テ宗乘ノ正統ヲ学セス、専ラ願生帰命弁ニ原キテ三業並立ノ帰命ヲ勸ム、世ニ頼ミナラシト云ル類ヒノ甚シキモノナリ

とあるように、明和年中に塩屋別院に赴任してきた諦正寺義天(元紀州鷲森役僧聞光寺)にその始源があるようである。しかしながら、『正偽編』が諦正寺義天唱導の三業各帰こそその始源であると破斥するまでに至つたその経緯は、すでに讃岐の地で起つていた、東二村東光寺了空と京都光隆寺教乘(元栗熊福成寺聞弟)^②との論争が大いに関係しているのである。

その論争とは、明和三(一七六六)年に、了空が栗熊村専立寺にて「改悔文」を讃題に開いた法座の内容に対し、教乗が多念帰命・諸神礼拝の邪僻であるとして『似是決』なる批判書を著し、それに了空が応戦して『真宗拈善録』を著したことに端を発したものであつた。そしてその後、教乗が了空に対して『斥異弁』、『破邪義』、『讃陽問答』を著し反駁し、一方了空が『錯枉編』、『鴨嶋問答』、『復批弁』を著し応戦しており、かかる論争は讃岐の僧俗を二分するまでに発展していったのである。そのような讃岐の状況の中において、諦正寺義天が塩屋別院に赴任し、三業造作の一念帰命を唱導

することに於けるのである。一念歸命を嫌ひ多念義を主張していた了空徒は、安永元（一七七二）年に諦正寺義天を異義者として高松府に訴えることになるのであるが、そのことが玄智『真宗安心異諍紀事』に、

讃岐東光寺了空弘化。類多念義。福乗寺教乗後主京光隆寺弘化。似

一念義。且禁礼諸神等。一子各有徒。互相排軋。時塩屋輪

番諦正寺義天。亦勸儀式歸仏。而為了空徒所忌。塩屋徒有

蒙官譴者。安永元年壬申某月。義天遂得罪而免職。慶証寺代之

と記述されているのをみる。ここより、『正偽編』が『歸命弁』に基づき三業各帰を唱導した讃岐「不正ノ法」の始源と定めた諦正寺義天が、すでに藩命処罰により讃岐を去っているのであるから、この時点で三業各帰説が讃岐の地から排除されたように思われるのである。敢えて大麟が門主法高の内意を受けて、『正偽編』を著すことにはないように思われる。しかしながら、義天によって讃岐に齎された三業各帰は、了空並びに教乗没後、了空徒対教乗徒の教学論争の中に組み込まれ、再び讃岐の地において「不正ノ法」として流行することになるのである。その次第は、了空徒が著した『邪正実録』の批判書『攔裂邪網篇』に対して、大麟が再応した『真宗金剛杵』（以下『金剛杵』）に、

汝等（了空徒）予カ実録（『邪正実録』）ニ、三業各立ノ邪義ヲ

讚列ニ弘通スルモノ諦正寺ヲ権輿トスト云フヲ破メタリ、ミナ

大麟『真宗安心正偽編』成立の一考察

コレノ起本ハ教乗ナリ云フ、嗚呼汝等ガ俗情ノ甚キ、往キニ曰、了空カ呵嘖セラレタル恨ミヲ報セントタメニ、□□□三業各立ノ魁首ナリト諦セハ、空カ罪義ヲ遁ル、コトモアランカト妄計ヲ企ルモノ何ソ夫レ情ノ拙キヤ、伝エ聞クソノ邪ニ教乗カ門人アツテ教乗カ没後ニ三業各立ノ邪徒ニ与スルモノアリト、コレハ門人ノ罪ニシテ教乗ニハ預ラス、須ラク門弟ノ罪ヲ師ニ及スコト勿レ、況ヤマタ教乗著述ノ似是決斥異弁ノ兩編ニタノミナラセト励ムルモノ一言片句モ見ス、天下誰レカ教乗ヲ非トセンヤ（一）内は筆者

と記述されている。ここから讃岐の地において再び流行した三業各帰を窺うならば、了空を破斥せんとした教乗は、本来三業各帰を主張していなかったにもかかわらず、後の教乗徒が、義天唱導の三業各帰説に傾倒してしまったことよって拈がりをみせたものであつたといえる。そして、了空、教乗没後、讃岐の論争は、多念義・諸神礼拝を主張する了空徒と、『歸命弁』に基づく三業各帰を主張する教乗徒の論争へと変容していったとみられるのである。

ここに至って讃岐の論争は、いよいよ複雑になるのであるが、かかる論争に対して興正寺は、役僧三光寺を讃岐に向かわせ收拾を図っており、そのことが『正偽編』に次のように記されている。

末了幾了空教乗前後ニ死亡シ弥事静ナリシニ、天明元年ノ春興門主役僧三光寺讃岐ニ下リ、丸龜浄通寺高松勝法寺ニ於テ、法談ノ上ニテ専ラ頼直ナラシノ徒ヲ毀斥ス、於是教乗ノ党専立寺超慈

光寺西覚寺慈泉寺小川西蓮寺万福寺勝福寺願誓寺川東称讃寺同長
 覚寺香西養福寺夕子尊光寺及乘惠或云依念一乗合十四人勝法寺エ至リ、
 三ヶ条ノ難ヲタテ三光寺ト面決セリ、是秋興殿ヨリ超薫ヲ呼登
 シ勝検問アリテ十月八日帰国ス、其日国王ヨリ超薫并其党十人計
 ヲ徳法寺ニ幽閉シ、物頭ノ預リニテ足輕共警衛ス、二年正月晦
 日寺社奉行大横目郡奉行等至テ寺并住職取上押込指置ノ旨、諸
 僧エ申渡、二月十五日寺々エ新任持ヲ入院セシメ、旧住妻子春
 族凡八十人計ヲ擯出シ、家財雜具ヲ没取シテ新任ニ与フ、旧住
 ハ外ノ諸寺エ預ケニナリ養ヲウク、合十二寺ナリ²⁴

しかし、それでも「有縁ノ地」である讃岐において、かかる『帰
 命弁』に基づくところの三業各帰説の流行を止めることはできな
 った。それは、『正偽編』の冒頭に「南ノ方讃列ノ門徒等、コノ頃
 不正ノ法ヲ談シ、ヤヤ宗乗ノ安心ヲ乱スアリト粗以聞スルトコロナ
 リ」と記されている通りである。また、寛政二（一七九〇）年秋に
 著された『金剛杵』には、

明和年中ニ法主三光寺ヲシテ使節タラシム、即三業各立ノ邪義
 ヲ破セシメ今春マタ予ヲ云テ使節タラシム、コレニ依テ予高松

とあり、今春（寛政二）に、大隣自ら讃岐の地へ赴き、教乗徒唱導
 の三業各帰を断破したことが記されていることから、讃岐におい
 て如何に根強く三業各帰が浸透していたかを知るのである。

そしてここをもって遂に、大隣の『正偽編』が世に登場すること

になる。すなわち、興正寺の中心的地盤であった「有縁ノ地」であ
 る讃岐において、いまなお根強く浸透し、流行し続けている三業各
 帰を歎き、その邪源が西本願寺能化功存の『帰命弁』にあることを
 見定め、門主の名の下に、『帰命弁』を破斥し、讃岐の地に興正寺
 正統安心を門末に顕示することになるのである。そして、ここにこ
 そ、『正偽編』成立の一背景があつたと考えられる。しかし、興正
 寺は、三業各帰、並びにその邪源である『帰命弁』のみを破斥した
 のではない。讃岐の地への護教の念から、教乗徒に対抗し、多念
 義・諸神礼拝を主張していた了空徒に対してもまた、『邪正実録』、
 『金剛杵』をもって破斥を加えているのである。このことは、『正偽
 編』が、単に西本願寺教団教学の支柱であつた『帰命弁』のみを
 「不法ノ法」として斥けたものではないことを知るのである。
 さて、それでは、次にそのような一側面をもつた『正偽編』が、
 興正寺別派独立運動史においては、如何なる役割を担い得たのかを
 探ってみたいと思う。

六 『正偽編』の役割

興正寺「有縁ノ地」において教乗徒を中心に拡がりをみせた三業
 各帰の「不正ノ法」は、その始源が、功存の『帰命弁』に基づき唱
 導していた塩屋別院輪番諦正寺義天にあった。その義天が唱導した
 三業各帰は、「専ラ軌則ヲ立テ、行儀ヲ重シテ、聖道家ノ受戒登壇
 ノ如ク、師資ノ礼ヲ嚴重ニセント欲スルニ似タ」ものであり、「弥

陀ヲ頼ムト云フハ三業ニ各歸命アルヘシ、若シ一ツ欠クトモマコトノ歸命ニアラス」として、口業に「御助ケ候ヘト頼ム」という二字頼みの「専ラ願生歸命弁ニ原キテ三業並立ノ歸命ヲ勸ム、世ニ頼ミナラシト云ル類」^{②⑤}のものであった。かかる三業各歸が、讃岐の地において如何に伝達されていたかという点、『邪正実録』には、

諦正寺ハ宗主ノ命ヲ奉シテ来ル、誤謬アルヘカラスト云ツテ貴坊ニ群集セシムルコト日々ニ増長ス、初メハ數十ニ過キス、後ニハ数百ヲ以テカザフ、其ノ弊ヘ或ハ食ヲ断ツコト五日七日ニシテ、何月何日何ノトキニ信ヲ頂戴セリト云ヒ、或ハ一念慶喜ト示ストキ踊リアカルホトニナクテハ信ヲ獲タルニアラスト云ナセリ

と記述されている。ここでいわれるように、諦正寺義天をして「宗主ノ命ヲ奉シテ来ル、誤謬アルヘカラス」と語らせ、その故に瞬間に門末へと拡散していった根拠としての西本願寺宗主とは如何なる存在であったのか。そのような、中世・近世における西本願寺宗主の存在について、森岡清美氏は、

法主は「如来の代官」として「信心の行者」に臨む、親鸞同等の地位に立っている。法主の仰せのまにまに鳥をも驚とする態度が賞揚されたことは、かかる心意を見定めずして理解することができない。親鸞の地位に立つための要件は、親鸞の血のみちをつぐ法主であるか、その代理としての一家衆であることであつて、修行研学のきびしさや学識の博さはもとより、信心の

深ささえ問題ではない。

と指摘している。

そして、

親鸞の血のみちを継ぐこと自体が教義宣布と門末教導の資格を、したがって宗教的先達としての権威を賦与するものでなければならぬ。

とされ、また、

門徒がうやうやしく奉戴して信仰の生ける象徴としたのは、まさに「御開山の御ちのみち」をつぐ者であつた。

と述べられ、さらには、

血のみちの論理はむしろ門末によって広く指示された観念と云わなければならぬ。

と指摘されている。^{②⑥}

つまり、中世・近世においては、門末に教義を宣布する場合、「血のみち」を継ぐ「如来の代官」としての宗主によって権威付けすることこそが最良の伝達方法であつたといえよう。すなわち、興正寺が役僧三光寺を讃岐へと向かわせ、中心的三業各歸家であつた教乗徒を処罰することによって事の収拾に当たつたにもかかわらず、その後もなお三業各歸説が拡散し続けたその理由は、本寺西本願寺宗主によって権威付けがなされることによって伝達された権威教学にその一因をみるのであり、そのことが、末寺僧俗の中に「誤謬アルヘカラス」（正統安心）Ⅱ『歸命弁』Ⅱ三業各歸という構造を植え

つけることになったといえるのである。大麟が先の『邪正実録』の中で、「是ヲ以テ宗乗ノ正統ヲ学セズ、専ラ願生帰命弁ニ原キテ三業並立ノ帰命ヲ勸ム」と、修学せずとも、さらには信仰なくとも、『帰命弁』に基づき三業各帰説を宣布していた三業各帰家に対してこのような批判をなしたことは故あることであつたと理解できる。

このように、西本願寺宗主によつて権威付けされた教団教学正統安心、『帰命弁』、三業各帰という構造は、天明三（一七八三）年、報恩講満座翌日に、功存が本山対面所において新門文如の前で欲生帰命の法談を行った際に、文如が、

只今聴聞所_レ致、真宗一流の肝腑、他力安心の骨目、残る所なく能化平乗寺演説におよぶ（中略）当席聴聞の通り門徒中へも申聞、一念帰命の領解あやまりなく勸化ありて、自他報土往生の一大事を決得有べきよし、大法主よりの御命を申述る^②と直命していることから知られるのである。

そして、かかる構造が西本願寺教団教学の立場として鮮明に打ち出された翌天明四（一七八四）年に、興正寺門主法高の内意を受けて、大麟の『正偽編』が世に登場したことはあながち偶然ではないであろう。

門主法高は、大麟に対して次のように伝えている、

是ヲ以テ命ヲ汝ニ賜フ、汝ワカ相承ニ由テ彼ノ邪ヲ摧キコノ正ヲ顕セト、不肖ソノ器ニアタラサルヲ以テ辞スレトモ再命コハムヘカラス、卒ニ讚列ノ僧徒ノ訟フルノ書策ヲ賜フテカノ偽リ

正サシム、依テ正偽ノ名アリ（『正偽篇』冒頭）

この一文にみられる「汝ワカ相承ニ由テ彼ノ邪ヲ摧キコノ正ヲ顕セ」との主命は、正しく『正偽編』の内容が、興正寺門主法高によつて相承された安心正統という構造をもつて世に流布されたことを意味する。換言するならば、そこには、興正寺門主によつて権威付けされた教団教学正統安心、『正偽編』という構造が成立していたといえよう。

これは、先の承応の閲牆の際に、門主准秀の名の下で本寺西本願寺批判がなされた『安心相違之覚書』とは赴きを異にする。『安心相違之覚書』は、西本願寺が月感に対して出した裁決書の批判ということにその重きが置かれており、積極的に門末に対して、興正寺教団教学を体系付け、打ち出し得るようなものではなかつた。しかし一方、『正偽編』は、「有縁ノ地」であつた讃岐の法難をきっかけに、門主法高によつて権威付けされ、相承されてきた安心を支柱にした教学体系をもつて、「血のみち」を受け継ぐ「如来の代官」としての西本願寺宗主によつて権威付けされた教団教学（正統安心、『帰命弁』）を非正統（邪源）と位置づけることにより、門末に向かつて興正寺教団教学（正統安心、『正偽編』）を顕示する役割を明確に担うこととなつたといえるのである。そしてそれは、近世初期から連綿と続く別派独立運動史という中で欠落していた、教団教学の樹立という側面を一手に担うこととなつた書物であつたといえるのではないだろうか。またさらに興味深いことは、門主法高

自身が、寛政元（一七八九）年に、三業各帰を邪義として批判した「真宗安心決正消息」を發布し、寛政六（一七九四）年に、『教行信証』を中心に教相安心を体系づけた『顕真実要義集』を著して、西本願寺教学批判の先頭に立って興正寺教団教学を開示せんと試みているのである。このことから考えると、大麟の『正偽編』が、かかる教団教学を明確に打ち出すための布石の役割を果たした先鋒であったとも考えられるのであり、ここにおいても、『正偽編』成立の背景をみるのできるのである。

近世の本末制度確立における制度化された教団機構の上下階級差別のもと、一派本山たらんとする思念を抱き続けた末寺興正寺が、ここ三業惑乱期前夜、「本山」札を各御坊に掲げ、いわゆる「一つ御堂」の上棟を行い本山としての体裁を整え始め、また免物を本願寺に申請せずとも下付するとして、礼金等の額を定めるなどの財政的準備も済ませた状況の中で、門主の名の下に本寺教団教学を批判し、興正寺教団教学を顕示しようとした『正偽編』を世に提出したことは、一本山としての風格がここに完備されたことを物語るものではなからうか。

七 おわりに

これまでみてきたように、『正偽編』成立の背景は、一つに、別派独立運動の後ろ盾ともなっていた有力地方者との親戚関係などによって、近世中心的地盤をなしていた「有縁ノ地」讃岐で起った

「不正ノ法」を、門主の名の下において破斥し、門末に対して興正寺正統安心を顕示して護教するところがあり、また一つに、その「不正ノ法」の邪源が本寺西本願寺教団教学にあるとして、それを非正統と位置づけることで、それとは異なった興正寺教団教学を明確に打ち出し、別派独立運動の教学的側面を担う布石とするところにあつたといえるのである。

確かにこれまでの研究のように、『正偽編』が、『帰命弁』に対する弁駁の第一矢であるから、三業帰命説を反駁する為に書かれた書物であるという評価は一応尤もなものである。しかしそれは、後世において三業惑乱という歴史的事件が省みられることにおいてなされたものであり、『正偽編』に対する一側面の評価でしかない。そしてまた、このような評価が与えられてきた理由の一つに、これまでの三業惑乱研究が、その大法難の故に、関係資料を惑乱史という枠組みの中に限定し、その中において取扱い、また評価するという態度で進められてきたことにあるのではないだろうか。そのような研究態度は、各関係資料並びにその著者の持っている個的な歴史的背景、また個的な教学的背景を十分に鑑みるという機会をも失わせてしまったと思われるのである。三業惑乱研究は、かかる関係資料の個的な歴史的背景、並びに教学的背景が十分吟味され、再び惑乱史という枠組みの中に戻すことによって、初めて大法難ともなった中に伏在する重層的な意義を見出すことができるといえよう。

当論文で取り上げた『正偽編』についても、以上のような側面か

らの評価が十分になされた上で、再び『帰命弁』に対する第一矢であつたということの意義を、三業惑乱史研究の中で検討されていかなければならないと考えるのである。

さて、当論文では、興正寺の別派独立運動史という枠組みの中で『正偽編』を捉え直すことによって、そこに新たな評価を与えようと試みてきたため、『正偽編』の内容自体には踏み込むことができなかった。当然教学論争に係わる書物であるから、その内容を吟味することによってこそ『正偽編』の真価が論じられなければならない。またその真価が明らかにされるところに、近世興正寺が打ち立てようとした教団教学も自ずと明らかになると考えられる。そこで、今後は、『帰命弁』に対して『正偽編』が如何に批判したのか、またその批判論法が古義派に代表される大瀛、道隱等とのそれと如何に相違するのか、さらには『正偽編』に対する弁駁書であつた崇廓の『傍観正偽篇』並びに、玄杖の『彈妄篇』との関係考などを中心課題とし研究を進めていくことにしたい。

註

① 大麟(実相庵)が、興正寺の表舞台に登場するのは、興正寺において『阿弥陀経』を待講した天明四(一七八四)年である。また本願寺が強固に興正寺末寺引上を行った際、船尾元立寺了空が興正寺に救いを求めた手紙(寛政三年正月十八日付)の中に、

拙僧申候は、老僧へも相談仕り度候間、四五日致延引呉候様申立候へ共、一向聞入不申、一命にも可二相拘様相見え候に付、無二抛多人数に付、被二取巻候て、印形仕置候へ共、拙僧本

心より仕り候印形にては無之、右等の不法一味仕り候門徒共に御座候へば、拙僧本心不レ得レ止之旨。 中島慈庵『真宗法脈史』(法文館 一九一一)一四八頁より転載

とあり、この「老僧」とは大麟を指していると思われるので、寛政三(一七九一)年一月十八日までには生存していたことを確認できる。

② 大原性実『真宗教学史研究―願生論の展開―』(永田文昌堂 一九五二)、一三七頁

③ 木村武夫・木村寿「三業惑乱を通して見た本願寺教団の変貌過程」(『井川定慶博士喜寿記念 日本文化と浄土教論攷』一九七四)

④ 可西大秀『真宗の異義とその歴史』(清文堂 一九七七)、一八五頁

⑤ 木村上掲論文

⑥ 千葉乗隆氏「近世本願寺教団における本末制度―とくに興正寺の離反問題について―」(『龍谷大学論集』三八〇 一九六六)

また大麟『讚州法義邪正実録』には次のようにある。

曩者天明丙午之冬故執権内記ヲ以テ命ヲ賜ッテ曰ク、近頃讚州ノ法義惑乱ニ就テ往日汝ニ命ジテ正偽編ヲ書シムト云ヘドモ、未タ彼邪ニ往テ破邪顕正セルコトヲ敢テセス、是ヲ以テ聖教ノ法要ヲ脱キ出テ、教戒ノ文ヲ制シテ、明春年ノ春、彼邪ニ賜ントス、其ノ便節ノ任ニ命スト云々、不肖自愧ニ堪サレドモ、大命黙止シカタク恭ク命ヲ奉ジテ退ク、而シテ今春、執権内記浪華ニ卒ス、不肖モ亦躊躇ス

ここには、興正寺執政宅間内記の命によって『正偽編』が書かれたとある。しかし、「天明丙午之冬」は、『正偽編』に対する弁駁書であつた崇廓『傍観正偽篇』(天明六年)に対して、大麟が再び反駁した『真宗安心正偽後編』の著された年である。どちらにしても、大麟に対して門主法高の意を伝えたその人は、宅間内記であつたと考えて間違いないであろう。

⑦ 千葉上掲論文

- ⑧ 森岡清美氏も教団の分離独立について次のように指摘している。「教団の分離独立には、分離する側の母教団との関連における欲求不満が多かれ少なかれ原因となつてゐる。欲求不満は人を逃避主義に追いやることもあるので、必ずしも分離主義に結びつくわけではないし、分離も地理的事情や政治的権力の介入などにより、欲求不満を主因とすることなしに起ることがある。したがって、欲求不満↓分離独立という因果関係が成立するわけではないが、わが国内で起つた教団の分離には欲求不満で説明される部分が大いである。」森岡清美『真宗教団における家の構造』(御茶の水書房 一九七八) 七七頁
- ⑨ 『大谷本願寺通紀 第六』(『真全』六八)、一三三頁。玄智が『通紀』を編纂したのは、「寛政三年辛亥七月」(第四奥書)前後であると考えられる。
- ⑩ 主に、千葉上掲論文、並びに児玉識『近世真宗の展開過程—西日本を中心として—』(吉川弘文館 一九七六)によりながらまとめてゐる。
- ⑪ 児玉上掲、七八頁、児玉識「本願寺教団における本末制度解体の背景—興正寺と防長寺院の関係を中心に—」(宮崎円道博士還暦記念会編『真宗史の研究 宮崎博士還暦記念』永田文昌堂 一九六六)参照
- ⑫ 児玉上掲、九九頁以降、並びに児玉上掲論文参照
- ⑬ 千葉乗隆「四国における真宗教団の展開」(『龍谷大学論集』三五八 一九五八)、藤原良行「讃岐における真宗教団の展開」(『真宗研究』一一一 一九六七)
- ⑭ 『龍谷大学三百年史』(龍谷大学出版部 一九三九)、一八六頁
- ⑮ 『本願寺文書』「興正寺一件文書」(千葉上掲論文所引)
- ⑯ 『真宗全書』五〇、八四頁
- ⑰ 『真宗全書』五〇、八六頁
- ⑱ 『龍谷大学三百年史』(龍谷大学出版部 一九三九)、一九二頁
- ⑲ 『真宗全書』五〇、九二頁

大鱗『真宗安心正偽編』成立の一考察

- ⑳ 児玉上掲、一〇八頁参照
- ㉑ 讃州東二村東光寺了空は、生没不明。
- ㉒ 京都光隆寺教乗は、大鱗『真宗金剛杵』に「教乗なるもの讃陽栗熊の産にして其一法罪なるを以て泰通院義教これを弟子とす。」とある。また『龍谷大学三百年史』には「安永二年三月十三日歿、年四十三」(二〇二頁)とあり、逆算して生没を考えると享保十五年(一七三〇年)に生まれ、一安永二年(一七七三年)没したことになる。『翰之間論議』(『真宗全書』五〇巻所収)には、「御用僧光隆寺教乗」として登場している。
- ㉓ 『真宗全書』六八、四〇六頁
- ㉔ このことは、『異評紀事』(『真宗全書』五〇、四〇七頁)にも記されてゐる。
- 某年某月。興門主使_三光寺至_三讃州。盛斥_一一念義。教乗党不勝_三憤怒。面_三決是非。事聞_三于高松府。天明二年壬寅二月。教乗問_三十二人。遭_三高松候刑罰。悉_三家貨田産_三擯_三寺。令_レ寄_三食寇家諸寺。專龍寺・超薫・慈光寺・西覚寺・慈泉寺・西蓮寺・万福寺・勝福寺・願誓寺・称讚寺・長覚寺・養福寺・尊光寺・乘慧・或云_二一依念_一。一一乗・合十四人。四月九日西蓮寺乘瑞。乘_レ夜遁去。
- ㉕ 「頼_三ミナラシ」とは、『正偽編』に、「軌則作法底を事とし三業各立して帰命を談し一概に身口の二業によせてその軌則をなさしむるを頼みなをしと号す。」とある。
- ㉖ 森岡清美『真宗教団と「家」制度 増補版』(創文社 一九六二) 五二二頁以下参照
- ㉗ 『龍谷大学三百年史』(龍谷大学出版部 一九三九) 二五七頁